

船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示について (概要)

1. 背景

旅客船や貨物船の安全に関する規制は、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS 条約）」等により定められているが、漁船については、魚群を追って海上を縦横に航行し、操業する特異性を有しており、漁業形態や漁獲方法の別による操業海域に応じた漁船特有の構造や設備を有することから、原則としてこれらの規則の適用から除外されている。

この点、漁船の安全について定める国際条約については、国際海事機関において、平成24年10月、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」（以下「ケープタウン協定」という。）が採択されたところ。

これを受けて昨年6月、第208回通常国会において、我が国におけるケープタウン協定の締結が承認されたため、我が国の国内法令において、ケープタウン協定の内容を担保するため、関係告示について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

ケープタウン協定の規定に基づき、ケープタウン協定の適用対象船舶である、もっぱら漁ろうに従事する国際総トン数950トン以上の船舶を対象として、

- ①航海船橋からの明瞭な視界の確保など船橋からの視界に関する詳細な要件
 - ②荒天時においても監視場所からの水平線の視認を確保できることなど、船橋に設ける窓に関する詳細な要件
- のそれぞれの要件について規定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年3月

施 行：ケープタウン協定が我が国において効力を生ずる日